

2021年11月10日

株式会社アプラスフィナンシャル  
株式会社アプラス

各 位

## グループ内組織再編について

アプラスグループ内の組織再編を目的に、下記のとおり、吸収合併契約を締結しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式会社アプラスフィナンシャルを消滅会社、株式会社アプラスを存続会社とする吸収合併契約

##### (1) 本合併の目的

アプラスグループ内の組織再編により、業務運営の効率化を図ることを目的に合併を実施するものであります。

##### (2) 本合併の要旨

###### ①本合併の日程

合併契約締結日 : 2021年11月10日  
効力発生日 : 2022年1月1日(予定)

###### ②本合併の方式

株式会社アプラスを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社アプラスフィナンシャルは解散します。

###### ③本合併に係る割当ての内容

株式会社アプラスは、本合併に際して普通株式 1 株を新たに発行し、株式会社アプラスフィナンシャルの株主(すべての種類の株式について、同一の 1 名のみである。)に対して、その有する株式に代わる金銭等として、次の各種別の株式について定めた割合を割り当て、これを合計した 1 株の株式会社アプラスの株式を交付する。

(a) 普通株式 効力発生日の前日の最終の株式会社アプラスフィナンシャルの株主名簿に記載又は記録された株主(株式会社アプラスフィナンシャルを除く。)が保有する株式会社アプラスフィナンシャルの普通株式数の合計数に 0.000000000371 を乗じて得た数(小数点第 5 位以下を切捨て。)の株式会社アプラスの株式割合

(b) B 種優先株式 効力発生日の前日の最終の株式会社アプラスフィナンシャルの株主名簿に記載又は記録された株主が保有する株式会社アプラスフィナンシャルの B 種優先株式数の合計数に 0.000000005047 を乗じて得た数(小数点第 5 位以下を切捨て。)の株式会社アプラスの株式割合

(c) H 種優先株式 効力発生日の前日の最終の株式会社アプラスフィナンシャルの株主名簿に記載又は記録された株主が保有する株式会社アプラスフィナンシャルの H 種優先株式数の合計数に 0.000000018548 を乗じて得た数(小数点第 5 位以下を切上げ。)の株式会社アプラスの株式割合

④本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
該当事項はありません。

⑤本合併の当事者の概要

	存続会社	消滅会社
商号	株式会社アプラス	株式会社アプラスフィナンシャル
本社所在地	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
代表者	代表取締役社長 清水 哲朗	代表取締役社長 清水 哲朗
資本金	15,000 百万円	15,000 百万円
事業内容	ショッピングクレジット事業 カード事業 ペイメント事業等	アプラスグループ会社の管理運営 信用保証事業のうち住宅ローン業務
株主構成	株式会社アプラスフィナンシャル 100%	株式会社新生銀行 100%

以上

プレスリリースに関するお問い合わせ先  
株式会社アプラス 総合管理部（企業戦略） 谷  
Aplus\_PR@mail.aplus.co.jp